

令和2年7月10日

会員各位

公益社団法人奈良県柔道整復師会
会長 川口貴弘

「家賃支援給付金について」（お知らせ）

前略失礼いたします。

新型コロナウイルス感染予防緊急事態宣言の延長などにより、売り上げ減少となった事業者の事業継続下支えを目的に、地代・家賃（賃料）負担軽減のため給付金が支給されることになりました。

支給対象として①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 ②5月～12月の売上高について、1ヶ月で前年同月比▲50%以上または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上 ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い
これら①②③すべてを満たす事業者に支給されます。

新型コロナウイルス禍における私たち柔道整復業務への被害については、誠に認めがたき思いもございますが、各種支援金等に該当される先生方におかれましては無駄なく有効にご利用下さい。

感染予防は勿論の責務でございますが、国民生活にとって必要な業種だと認められた柔道整復を適正に実践し、しっかり踏ん張って頂きたく存じます。

草々

別紙の資料と共に経済産業省ホームページにて、「家賃支援給付金に関するお知らせ（PDF）」、申請要領「申請要領（個人事業者等向け）原則（基本編）（PDF）などをご確認下さい。

URL: <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>



家賃支援給付金

に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、

・**1ヶ月**で前年同月比▲50%以上 または、

・**連続する3ヶ月**の合計で前年同期比▲30%以上

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 **申請時の直近1ヶ月**における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。 **裏面へ**

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1.今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
- ②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
- ③本人確認書類（運転免許証等）
- ④売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）

} 持続化給付金と同様

Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？

A2.申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。
(なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。)

Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

A3.支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

Q4.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A4.対象ではありません。

Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A5.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q6.借地の賃料は対象ですか？

A6.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
(例：駐車場、資材置場等として事業に用いている土地の賃料)

Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A7.賃貸借契約において賃料と一緒に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A8.対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930 (平日・土日祝日8:30~19:00)